

トップドメイン管理に関するガイドライン

このガイドラインは、中京大学キャンパスネットワークの運用に関し必要な事項のうち、トップドメインの管理に必要な事項を定めるものとする。

1. 対象

- (1)「chukyo-u.ac.jp」ドメイン（以下トップドメイン）
- (2)本学が運用責任を持つドメイン

2. 目的

- (1)トップドメインの維持・管理
- (2)トップドメイン直下サブドメインの接続・管理

3. トップドメインの維持・管理

情報センターが以下を維持・管理する。

- (1)トップドメイン管理者として外部ネットワーク機関(レジストリ、レジストラ他)との交渉や手続、連絡などを行うとともに、サブドメイン運用担当者やキャンパスネットワーク利用者への的確な連絡をする。
- (2)ネームサーバの運用
 - レジストリデータベース情報の維持管理
 - トップドメインのネームサーバ運用
 - サブドメインへのネームサーバ委譲
 - サブドメインのセカンダリネームサーバ運用
 - 名前解決(キャッシュ)サーバの運用
- (3)メールサーバの運用
 - メールサービスが円滑かつ機能的に運用されるよう、また同サービスのセキュリティを強化するために以下のサーバを設置し運用する。
 - トップドメインメールサーバ
 - サブドメイン向けメール転送サーバ
 - メールウイルスチェックサーバ
- (4)WWW サーバの運用支援
 - トップドメインに設置される WWW サーバについて、この運用を支援する。
- (5)全学向けサービスのためのサーバ設置、運用または運用支援
- (6)必要に応じて情報センター長は、トップドメイン管理のため以下のメンバーを招集できる。
 - 情報センター員
 - 情報センター事務室スタッフ
 - サブドメイン運用担当者
- (7)トップドメインのメールアカウントは、以下のとおりとする。
 - トップドメイン管理者
 - 直下のサブドメイン運用担当者との連絡用としてのメールアドレス
- (8)トップドメインの運用に関する調整は、情報センターおよびサブドメインの管理者間にて行い、情報センター長の決定に従う。

4. トップドメイン直下サブドメインの接続・管理

- (1)「サブドメイン登録申請書」による申請に対し、情報センター委員会で審議し、登録の許可及び非許可を決定しなければならない。
- (2)サブドメイン維持・管理のため、サブドメインの設置の際にはトップドメイン管理者がネームサーバの委譲を行い、必要に応じサブドメインセカンダリネームサーバを設置・運用する。
- (3)サブドメイン運用担当者に対し、以下の事項について責任を負うよう指導する。
 - ドメイン内のセキュリティ管理
 - ドメイン内のサーバ管理

ドメイン内のユーザ教育

ドメイン内でのトラブル対応

重大なトラブルが発生した場合の情報センターへの報告

下位ドメイン設置における調整、接続・設定、情報センターへの報告

下位ドメインの運用に関する管理・指導・教育

その他サブドメイン運用・管理に関するすべての事項

(4)サブドメインの利用停止、設置許可の取り消しについて

上記責任を遵守されずドメインの運用が適切に行われない場合は、情報センター長が以下の措置をとることができる。

サブドメイン運用担当者への警告

一定期間のドメイン運用停止

(5)サブドメイン下のネットワークに対するトラブル処置

サブドメイン下のネットワークまたはサーバによるトラブルにより、基幹ネットワークおよび他組織の安定運用あるいは公共の福祉に対し、重大な影響を与える通信が発見された場合、被害の拡大を防止するために、必要に応じてその通信元を発見するため、パケットモニタリング等の適切な手段をとることができる。該当するサブネットワークを発見した場合は、当該サブネットワークの管理者に対して是正するよう勧告をおこなえる。また、必要に応じて該当するパケットを遮断することができる。これらの措置の判断の基準、および手順は「セキュリティ管理に関するガイドライン」に従うものとする。

(6)必要に応じて情報センター長は、サブドメイン接続のため以下のメンバーを招集できる。

情報センター員

情報センター事務室スタッフ

サブドメイン運用担当者